

(3) 事業譲渡

非適格の分社型分割に類似する手法として、事業譲渡がある。大まかなメリット、デメリットは非適格の分社型分割と同様であるが、事業譲渡の場合、譲渡対象となる債権債務および契約を移転するために個別に相手方の同意を得る必要があるため、会社分割と比較して、手続きが煩雑になる傾向にあるとされている。

(4) その他

対象会社が事業に必要な許認可を取得したうえで事業を行っているケースがある。会社分割や事業譲渡等で必要な事業を対象会社から分離したうえで買収する場合、業種に

(図表6) 非適格分社型分割における課税関係

- ①分割法人
 - ・譲渡益に対して法人税等が発生する(約30～35%)
- ②分割法人の株主
 - ・特段の課税関係は生じない。
 - ・ただし、分割法人から配当する際に株主が個人の場合、配当所得課税が発生(最大55%)(*)1。
- ③分割承継法人
 - ・資産調整勘定(税務上ののれん)が発生し、60カ月償却される(**)2。

(*)1 法人株主の場合、受取配当金の益金不算入の適用がある。
(**)2 無対価の非適格分社型分割の場合、資産調整勘定を認識するためには、一定の資産評定が要求されているため、資産調整勘定の認識が想定される場合には、事前に専門家に相談したうえで、慎重な検討をすることが望ましい。

よっては関連する許認可を新設会社や買主側が再取得する必要性が出てくる点に留意が必要である。

* 各当事者のタックスポジションや

含み損益のある資産の存在などを確認したうえで、適切なスキームの選択が必要となる。スキームの選択によって課税関係が大きく変わる可能性があると同時に、オーナーの最終

性があるとともに、オーナーの最終

第3章

株式譲渡契約や組織再編行為で対応 潜在債務を遮断する際の 検討ポイント

(この章のエッセンス)

- 企業に内在する潜在債務には、労働債務、租税債務、環境債務、訴訟債務などさまざまなものがあり、潜在債務が顕在化した場合のリスクへの対応方法として、株式譲渡契約で手当てする方法(表明保証や特別補償等)と組織再編行為によって当該リスク自体を遮断する方法がある。
- 潜在債務を遮断するための代表的な組織再編手法としては、事業譲渡と会社分割(非適格)がある。いずれのスキームを採用するかは、

債権者保護手続等の法的観点も踏まえて検討する必要がある。

潜在債務の種類

潜在債務は、次のような労働債務、租税債務、環境債務、訴訟債務に代表されるが、これに限らず、今後資金流出の可能性のある事象がないか、注意して確認する必要がある。

(1) 労働債務

残業代を支払っていない、残業時

間管理をしていない場合における未払残業代や、社会保険に加入義務のあるパート・アルバイトに係る社会保険未加入等が該当する。

(2) 租税債務

過去の税務処理の誤り、過度な節税および脱税等が該当する。

(3) 訴訟債務

顧客や従業員とのトラブル、知的財産権の侵害等の訴訟案件あるいは訴訟に発展する可能性のある事案が該当する。